

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送 装置 (エンコーダ)	防衛大臣承認		
	作 成	令和5年2月14日	
	変 更		
	作成部隊等名	西部方面システム通信群	

1 総 則

この仕様書は、4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置に関する事項について規定する。

2 概 要

本装置は狭帯域のネットワーク環境下でも低遅延で4 K高画質の映像を伝送・受信するための装置である。

3 品目及び数量

4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置は下表によるものとする。

機器名	規格	単位	数量
4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置 (エンコーダ)	LLC-4000 又は同等品	個	1

4 納 地

陸上自衛隊健軍駐屯地

5 履行期限

令和5年3月24日

6 仕 様

6.1 機 能

100Kbps以下の狭帯域のネットワーク環境下においても低遅延で4 K映像、音声の伝送・受信が可能であること。

6.2 諸 元

対応フレームレート	2~60 フレーム
対応エンコード解像度	3840×2140(2160p)/1920×1080(1080p)/1920×1080(1080i)
対応デコード解像度	3840×2140(2160p)/1920×1080(1080p)
ネットワークインターフェース	RJ45 10/100/1000Mbps
ビデオ入力/出力	HDMI×2
オーディオ入力	USB3.0(Type-A)×2
対応配信プロトコル	TCP/IP、UDP/IP、Multicast、SRT(server)、RTSP(server)
QoS	FEC(誤り訂正)/ARQ(再送制御)
外形寸法(重量)	幅:155mm、奥行き255mm、高さ40mm以下(1.2kg以下)
電源	AC100V / DC12

7 検査等

この仕様書に基づき実施する。

8 その他

その他は、次による。

- 8.1 本機器に取扱説明書（日本語）を添付すること。
- 8.2 契約者は機器取扱に際し、無償で必要な助言を行うこと。
- 8.4 納入にあたっては要求元の担当職員の検査を受けること。
- 8.5 機器の過不足、不具合が発見された場合は、速やかに代替品と交換するものとし、機器の交換等の諸経費は契約者の負担とする。
- 8.6 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、要求元の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- 8.7 その他、必要な事項は監督官が指示する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置 (デコーダ)	防衛大臣承認		
	作 成	令和5年2月14日	
	変 更		
	作成部隊等名	西部方面システム通信群	

1 総 則

この仕様書は、4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置に関する事項について規定する。

2 概 要

本装置は狭帯域のネットワーク環境下でも低遅延で4 K高画質の映像を送信・受信するための装置である。

3 品目及び数量

4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置は下表によるものとする。

機器名	規格	単位	数量
4 K低遅延/狭帯域対応映像伝送装置 (デコーダ)	LLC-4000 又は同等品	個	1

4 納 地

陸上自衛隊健軍駐屯地

5 履行期限

令和5年3月24日

6 仕 様

6.1 機 能

100Kbps 以下の狭帯域のネットワーク環境下においても低遅延で4 K映像、音声の送信・受信が可能であること。

6.2 諸 元

対応フレームレート	2~60 フレーム
対応エンコード解像度	3840×2140(2160p)/1920×1080(1080p)/1920×1080(1080i)
対応デコード解像度	3840×2140(2160p)/1920×1080(1080p)
ネットワークインターフェース	RJ45 10/100/1000Mbps
ビデオ入力/出力	HDMI×2
オーディオ入力	USB3.0(Type-A)×2
対応配信プロトコル	TCP/IP、UDP/IP、Multicast、SRT(server)、RTSP(server)
QoS	FEC(誤り訂正)/ARQ(再送制御)
外形寸法(重量)	幅:155mm、奥行き255mm、高さ40mm以下(1.2kg以下)
電源	AC100V / DC12

7 検査等

この仕様書に基づき実施する。

8 その他

その他は、次による。

- 8.1 本機器に取扱説明書（日本語）を添付すること。
- 8.2 契約者は機器取扱に際し、無償で必要な助言を行うこと。
- 8.4 納入にあたっては要求元の担当職員の検査を受けること。
- 8.5 機器の過不足、不具合が発見された場合は、速やかに代替品と交換するものとし、機器の交換等の諸経費は契約者の負担とする。
- 8.6 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、要求元の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- 8.7 その他、必要な事項は監督官が指示する。